

資料4 汚水処理事業の制度概況

(平成29年4月)

事業名 項 目		流域下水道事業	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	浄化槽設置整備事業	浄化槽市町村 整備推進事業	コミュニティ・プラント事業
所管 事業主体 設置者 制度創設年度		国土交通省 都道府県 都道府県 昭和45年度	国土交通省 市町村 市町村 明治17年度	国土交通省 市町村 市町村 昭和50年度	農林水産省 市町村等 市町村等 昭和48年度	環境省 市町村 個人・事業者 昭和62年度	環境省 市町村 市町村 平成6年度	環境省 市町村 市町村 昭和41年度
事業対象 地 域		主に都市計画区域 (2以上の市町村)	都市計画区域	市街化区域外	農業振興地域内	下水道等計画区域外		
計画処理 人 口		原則10万人以上	特になし	概ね1,000人以上10,000 人以下	原則1,000人程度以下 (受益戸数20戸以上)	特になし	単年度20戸以上	101人以上30,000人未 満
根拠法令		下水道法			浄化槽法			廃棄物の処理及び清掃 に関する法律
		都市計画法						
国庫補 助	補助対象 事業費	建設等に要する経費	建設等に要する経費 (汚水流量2m ³ /日以上 of 管渠まで。ただし、市町 規模等により管渠の補助対象範囲が異なる。)		建設等に要する経費 (末端2戸の管渠まで)	事業費の40% (引込工事を除く。) (補助基準額の範囲内)	事業費の100% (引込工事を除く。) (補助基準額の範囲内)	事業費の100% (引込工事を除く。)
	補助率	管渠等 1/2 処理場 高率:2/3 低率:1/2	管渠等 1/2 処理場 高率:5.5/10 低率: 1/2		1/2	1/3 (環境配慮・防災まちづ くり浄化槽整備推進事 業の場合は1/2)	1/3 (環境配慮・防災まちづ くり浄化槽整備推進事 業の場合は1/2)	1/3 (公害防止対策事業の 場合は1/2)
京都府 補助等		(事業費－国費)×1/2	なし		事業費の15%を事業実 施年度の翌年度から5 年間均等交付 (3%×5年=15%)	国庫補助1/3事業の 場合は1/3 (国庫補助1/2事業の 場合は1/4(予定))	事業費の9%(国庫補助 1/2事業の場合、7.5%) を事業実施年度から3 年間均等交付 (3%×3年=9%又は2.5% ×3年=7.5%)	なし